

## ホール系施設を利用する皆様へのお願い

令和2年10月2日  
一部改訂 令和2年12月1日  
公益財団法人品川文化振興事業団

事業団が管理する施設を利用して、事業を実施する主催者は、いわゆる「3つの密」を避け、「新しい生活様式」にそった新型コロナウイルス感染防止策を講じてください。

ホール系施設を利用して事業を実施される場合は、さらに以下の内容にご留意の上、施設のご利用をお願いいたします。

\*公益財団法人品川文化振興事業団「施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年12月1日一部改訂)と合わせてご確認ください。

### (1)事業の企画にあたっての留意事項・施設管理者との事前調整

○公演の企画にあたって、会場定員を踏まえ、利用者が密にならないようにしてください。密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫として、例えば、以下のような手段の導入をご検討ください。

- ・日時や座席の指定予約による人数調整
- ・大人数での来館の制限
- ・入退場時間や休憩時間の余裕ある設定
- ・入場待機列の設置・人員の配置
- ・入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
- ・来場者同士の接触の抑制
- ・事業関係者と来場者の接触を抑制
- ・接触イベントの自粛
- ・演者と来場者の距離2m以上を確保
- ・利用終了後の速やかな退館

○ガイドラインを踏まえた防止策について、必要となる個々の措置を施設管理者と事前に協議し、役割分担を調整してください。

○利用人数(配席数)については、収容定員の半分以下で利用してください。

ただし当面令和3年2月末までは、感染リスクが少ない場合\*に限り、利用人数(配席数)の制限を定員までに緩和(客席の最前列席については下段記述参照)します。

- ・「感染リスクが少ない場合\*」とは、来場者が大声を出さず、歌唱等を行わず、食事等をせず、マスク着用100%で施設を利用する場合。

参照資料：内閣官房通知「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」

・「大声での歓声、声援等が想定される場合」でも「参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる」事業については、異なるグループまたは個人間では座席を一席(立席の場合は1m)は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内で、座席等の間隔を空ける必要はありません。その場合、参加人数は、収容定員の半数を超えてもかまいません。

・客席の最前列席は舞台前から十分な距離をとることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同様の効果を有する措置を講じてください。

○特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

## (2)来場者との関係

○事業ごとに、来場者の氏名および緊急連絡先を把握し、名簿を作成し、事業終了後一定期間(概ね1か月間)保存してください。また、来場者に対して、こうした情報が、来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。

○来場前の検温を奨励し、来場を控えていただくケースを事前に周知し、チケットを販売する場合は、発売に先駆けて来場を控えた場合の他日への振替や返金など対応方法をHP等で周知してください。

【参考】事業団が事業を実施する場合には、入場受付付近にて、来場者の体温を測定(検温)\*いたします。

○体温の測定(検温)\*は非接触型体温計ないしサーマルカメラ(サーモグラフィ)を使用して実施します。

○事業団「施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」3(10)の基準にもとづき、高熱を出されている方のご利用をお断りいたします。

○ご利用をお断りした場合、公演等でチケットを購入された方については、チケット代を全額返還します(手続きに、後日お時間をいただく場合がございます)。

○来場者に対し、厚生労働省の接触確認アプリ(COCOA)など通知サービスの活用を促してください。

## (3)事業関係者との関係

○氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し事業終了後一定期間(概ね1か月

間)保存してください。また、事業関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。

## 【事業当日の対策】

### (1)周知・広報

○感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

- ・マスクの原則常時着用、咳エチケット、手洗い・手指消毒の徹底
- ・ソーシャルディスタンスの確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、利用を控えること  
平熱よりも明らかに高い発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

### (2)来場者への対応

○以下のいずれかに該当する場合には、入場しないよう要請してください。

①検温の結果、平熱よりも明らかに高い発熱がある場合(例えば、平熱より1℃以上、もしくは37.5℃以上の熱があった場合)

②下記の症状等に該当する場合

- ・咳、呼吸困難、全体倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
- ・PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者と濃厚接触がある場合 等

○マスク着用を必須とします。未着用来場者には、配布や販売、個別に注意を行うことにより、着用を徹底してください。

○自己検温だけでなく、事業主催者側も、会場入場時に検温を実施してください。

○会場の出入口等必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。

○会場内の不特定多数が触れやすい場所を消毒してください。

○入退場時間や休憩時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設定するとともに、換気を行ってください。

○入退場時の密集を回避するため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を工夫し、人と人との距離を最低1m(できれば2m)あけて利用してください。

○入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討してください。

○休憩時間のトイレは十分な間隔(最低1m、できれば2m)をあけて整列するよう

促してください。

○飲食は、長時間マスクを外すことが想定されるため、自粛するよう周知してください。

○休憩時間や入退場時の会話の抑制を周知し、ロビー等での近距離における対面での会話や、滞留を抑制するように促してください。

○来場者の案内や誘導に際しては、十分な間隔(最低1m、できれば2m)をとり、マスク着用に加え、必要に応じてフェイスシールドや手袋を着用してください。

○パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避け、どうしても必要な場合は、手袋を着用してください。

○オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒を行えない場合は、貸出を行わないようにしてください。

○現金の取扱いをできるだけ減らし、オンラインでの販売やキャッシュレス決済を検討してください。

○物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用してください。

○不特定多数が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

○来場者や事業関係者等、それぞれの立入可能エリアを限定し、来場者が楽屋エリアに立ち入ることを制限してください。

○入待ち、出待ち、プレゼント、差し入れ、花束の贈呈、記念撮影や面会等、演者と来場者との接触は控えるよう周知してください。

○事業終了後の速やかな退館と、交通機関・飲食店当の分散利用など、事業前後の感染防止についても注意喚起を行ってください。

### **(3)事業関係者への対応**

○表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めてください。

○感染リスクが高まるような演出(声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は控えてください。

○事業関係者のマスクの常時着用と手指消毒を徹底してください。

○不特定多数がふれる場所の定期的な消毒をしてください。

○楽屋は密にならないように定員を調整するとともに、換気を励行してください。

○機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定多数の共有を制限してください。

その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようしてください。

### **(4)感染が疑われる者がいた場合の対応**

- 事業主催者は、感染が疑われる者がいた場合は、速やかに品川区保健所へ通報し、指示を仰いでください。
- 施設管理者へも連絡し、連携・協力して対応してください。
- やむを得ず感染が疑われる者に対応する場合は、フェイスシールドや手袋を着用してください。事業団では、こうした場合に備え、救護室とフェイスシールドや手袋等備品を準備しています。
- 事業団の管理する施設は、区立施設であることから、区と協議して公表の有無・内容・程度を判断します。

### **【事業終了後の対策】**

- 事業主催者は、来場者および事業関係者の名簿を一定期間(概ね1か月間)保存してください。
- 名簿に記載された情報が、必要に応じて、保健所等関係機関に情報提供されることを、対象者へ事前に周知願います。
- 個人情報の観点から、名簿の保管に十分な対策を講じるとともに、保存期間経過後は適切に廃棄してください。
- 発生した感染者(含む同居者)等の情報は要配慮個人情報ですので、取扱いには十分に配慮願います。